

指定訪問看護/指定介護予防訪問看護

重要事項説明書
契約書

訪問看護ステーション カラーズ

〒763-0091

香川県丸亀市川西町北 2034-2 サイレントハイツ 2 号

TEL : 0877-35-9381 FAX : 0877-35-9382

2024 年 10 月 1 日 現在 Ver.4.0

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定訪問介護/介護予防訪問介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくい事があれば、遠慮なく質問をしてください。この「重要事項説明書」は、「指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準」の規定に基づき、指定訪問看護/指定介護予防訪問看護サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1. 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護サービスを提供する事業者について

- (1) 事業者名称：株式会社 COLORSS
- (2) 代表者氏名：松永 健汰
- (3) 本社所在地：香川県丸亀市川西町北 2034-2 サイレントハイツ 2 号
- (4) 法人設立年月日：2023 年 6 月 2 日

2. 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

- ① 事業所名称：訪問看護ステーション カラーズ
- ② 所在地：香川県丸亀市川西町北 2034-2 サイレントハイツ 2 号
- ③ 電話：0877-35-9381（午前 9 時～午後 5 時）FAX：0877-35-9382（24 時間受付）
- ④ 管理者：永田 香菜子
- ⑤ 介護保険指定事業者番号：3760290225
- ⑥ 通常実施地域：丸亀市、坂出市、善通寺市、宇多津町、綾川町、多度津町、琴平町、まんのう町（島しょ部を除く）

(2) 事業の目的及び運営方針

- ① 事業の目的：利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な訪問看護の提供を確保することを目的とします。
- ② 運営方針：利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図ると共に、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援します。事業の実施にあたっては、各関係機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

(3) 当事業所の職員体制

職	職務内容	人員数
管理者	① 主治医からの訪問看護指示書に基づき適切な訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。 ② 従業員に法令等の規定を遵守させるための必要な指揮命令を行います。	常勤 1 名

<p>看護職員 (看護師)</p>	<p>① 訪問看護提供の開始に際し、主治医からの訪問看護指示書による指示を受け、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治医との密接な連携を図ります。</p> <p>② 訪問看護指示書に基づく訪問看護計画の作成を行い、利用者等への説明・同意取得、必要に応じ修正を行います。</p> <p>③ 訪問看護計画に基づき、訪問看護のサービスを提供します。</p> <p>④ 提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。</p> <p>⑤ 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について理解しやすいように指導又は説明を行います。</p> <p>⑥ サービス担当者会議等への出席等により、関連機関と連携を図ります。</p>	<p>3 名以上</p>
-----------------------	---	--------------

(4) 事業所窓口の営業日及び営業時間

- ① 営業日：月曜日～金曜日
- ② 休業日：土曜日、日曜日、国民の祝祭日、8月13日～8月15日、12月29～1月3日
- ③ 営業時間：午前9時～午後5時

3. 提供するサービス内容及び利用料について

かかりつけ医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅訪問看護計画に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。

(1) 提供するサービスの内容について

- ① 健康状態の観察（血圧・体温・脈拍等）
- ② 医療機器の管理（人工呼吸器・ペースメーカー・PCAポンプ等）
- ③ 清潔についての指導/援助（入浴介助・清拭・洗髪等）
- ④ 食事についての指導/援助、排泄についての指導/援助
- ⑤ 褥瘡の予防
- ⑥ リハビリテーション
- ⑦ ターミナルケア
- ⑧ 本人や家族への療養相談や介護指導
- ⑨ 服薬指導

(2) 看護職員等の禁止行為

看護職員等はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束やその他利用者の行動を制限する行為
(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急で止むを得ない場合を除く)
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 利用料

使用される保険に基づき請求いたします。料金については訪問を開始する前に説明し、同意をいただきます。

- ① 基本料金・加算：詳細は別紙参照ください
- ② 利用者負担金：衛生材料（テープ・ガーゼなど）エンゼルケア料（2万円）等は実費をご負担願います。
- ③ 交通費：訪問の際、原則交通費はいただきません。
ただし以下の場合、交通費（公共交通機関・有料道路等を含む）・駐車場料金を別途実費でご請求させていただきます。
*実施地域を越え訪問を行い自動車を使用した場合は交通費を一律1,500円ご請求します。
*悪天候時緊急訪問の場合警報発令時・台風接近に伴う警報発令時など、自動車での訪問が危険と判断される時などに適応いたします。

(4) キャンセルについて

- ① 利用者がサービスの利用をキャンセルする際には、速やかに所定の連絡先までご連絡ください。
- ② サービス実施日の前日までにご連絡のないキャンセルは、次のキャンセル料を申し受けることとなります。

時間	キャンセル料
サービス利用日の前日まで	無料
サービス利用日の当日	1 提供当たりの料金の全額

ただし、利用者の容体の急変や急な入院等の場合にはキャンセル料は不要です

(5) 利用料・その他の費用の支払い

自己負担金は、次のいずれかの方法によりお支払いいただきますようお願いいたします。

口座の自動引き落とし	ご指定の金融機関の口座から月1回引き落とします（銀行および郵便局）。
現金支払い	サービス提供時、月1回定められた日にお支払い願います。

*お支払いは、預金口座振替（利用者の取引金融機関からの自動引き落とし）のご利用をお勧めします。

*口座振替の場合、利用月の翌月の 27 日前後に引き落としさせていただきます。現金によるお支払いの場合は、請求日から 20 日以内にお支払いください。

*お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡しします。再発行はできませんので、必ず保管をお願いいたします

4. 主治医による訪問看護指示書について

訪問看護および介護予防訪問看護サービスを受けるにあたっては、主治医による訪問看護指示書が必要となります。訪問看護指示書については、以下の点についてご了承願います。

- (1) 主治医による訪問看護指示書の発行に際しては指示書料が発生し、ご利用者様にご負担していただく必要があります。
- (2) 主治医による訪問看護指示書には指示期間（1ヶ月～6ヶ月）があり、その期間は主治医により決められています。
- (3) 主治医による訪問看護指示書の更新手続きは、基本的には当事業所において行います。

(ただし、更新の意向がなければその旨を申し出ていただければいつでも中止することは可能です。更新の意向がない場合は、指示期間満了の3週間前までに当事業所にお申し出ください。)

以上の内容に関しましては、医療機関により違いのある場合がありますので、ご不明な点等がございましたら各医療機関又は当事業所へお問い合わせください。

5. 担当する看護職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する訪問看護職員の変更を希望される場合は、右の相談担当者までご相談ください。	ア	相談担当者指名	管理者：永田 香菜子
	イ	連絡先電話番号	0877-35-9381
		ファックス番号	0877-35-9382
	ウ	受付日および受付時間	月曜～金曜 午前9時～午後5時

担当する看護職員は、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望に添えない場合もありますことを予めご了承ください。

6. サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無および要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- (2) 利用者様が要介護認定を受けていない場合は、利用者様の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者様に対して行われていない等の場合であって、必要と認められる時は要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者様が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 主治の医師の指示ならびに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者様およびご家族様の意向を踏まえて「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は利用者様またはご家族様にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします。
- (4) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行います。なお、「訪問看護計画」は利用者様などの心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令はすべて当事業所が行いますが、実際の提供にあたっては利用者様の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

7. 心身の状況の把握

サービス担当者会議などを通じて、心身の状況、環境、その他保険医療サービスまたは福祉サービスの利用状況などの把握に努めます。

8. 居宅介護支援事業者（ケアマネージャー）等との連携

- (1) 指定訪問看護の提供にあたり、居宅介護支援事業者および保険医療サービス又は福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを利用者様の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

9. サービス提供の記録

- (1) 指定訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容および利用料等をサービス提供の終了時に利用者様の確認を受けることとします。また利用者様の確認を受けた後は、その控えを利用者様に交付します。
- (2) 指定訪問看護の実施ごとにサービス提供の記録を行い、その記録はサービスを完結日から5年間保管いたします。
- (3) 利用者様は、事業者に対して補完されるサービス提供記録の閲覧および複写物の交付を請求することができます。
- (4) 提供した指定訪問看護に関し、利用者様の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載します。

10. 身分証携行義務

訪問看護師は常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者様または利用者様のご家族様から掲示を求められた時はいつでも身分証を掲示いたします。

11. 緊急時の対応方法および連絡先

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

12. 虐待の防止について

利用者様等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者および責任者を選定しています。
【担当者および責任者】永田 香菜子
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 虐待防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (6) 虐待防止のための指針を作成します。

13. 身体拘束について

事業者は原則として利用者様に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等の恐れがある場合など利用者様本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられる時は、利用者様ならびにご家族様に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して必要最低限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行なった日時、理由および態様等についての記録を行います。また、事業者として身体拘束適正化検討委員会を開催し、身体拘束の指針の整備及び職員への研修を実施します。

14. 事故発生時の対応方法について

当事業所が利用者様に対して行うサービス提供に伴って事業者の責めに帰すべき事由により、事故が発生した場合には速やかに利用者様のご家族様、市町村等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。また、利用者様の生命、身体、財産等を傷つけた場合には、その責任の範囲において利用者様に対してその損害賠償を速やかに行います。

なお、当事業所は下記の損害賠償保険に加入しています。

【保険会社名：訪問看護事業共済会 保険名：訪問看護事業者総合補償制度】

15. 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症に係る業務継続計画および災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症および災害に係る研修を定期（年1回以上）に行います。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう訓練を実施します。

16. 衛生管理等

- (1) 感染症の予防およびまん延防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (2) 感染症の予防およびまん延防止のための指針を作成します。
- (3) 感染症の予防およびまん延防止のための研修および訓練を実施します。
- (4) 看護職員の清潔の保持および健康状態について、必要な管理を行います。
- (5) 指定訪問看護事業所の設備および備品等について、衛生的な管理に努めます。

17. ハラスメント対策について

サービス利用契約中に、利用者様およびご家族様がハラスメント行為（叩く、蹴る、暴言で威嚇する、怒鳴る、叫ぶあるいは大声を出す、身体を押さえつける、性的な発言など）を行なった場合はサービスを中止し、状況の改善や理解が得られない場合は契約を解除する場合がありますのでご了承ください。

18. 研修生及び学生の受け入れについて

当ステーションでは次世代に続ける訪問看護師・看護学生の育成についても重要な責務ととらえ、積極的に受け入れを行なっています。研修生や看護学生の訪問研修にご協力いただけますようよろしくお願いいたします。

19. 秘密の保持と個人情報の保護

(1) 利用者およびその家族に関する秘密の保持について

- ① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ② 事業者および事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者様およびその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ③ 秘密保持義務は、サービス提供契約が終了した後も継続します。
- ④ 事業者は、業務上知り得た利用者様またはご家族様の秘密を保持させるため、従業者である期間および従業者で亡くなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

(2) 個人情報の保護について

- ① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者様の個人情報を用いませぬ。また、ご家族様の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等でご家族様の個人情報を用いませぬ。
- ② 事業者は、利用者様およびそのご家族様に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む）については、善良な管理者の注意をもって保管し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- ③ 事業者が管理する情報については、利用者様の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします（情報開示に際して複写量などが必要な場合は利用者様の負担となります。）

20. サービス提供に係る苦情・要望・相談などの窓口

事業所の窓口	事業所名	訪問看護ステーション カラーズ
	苦情相談窓口責任者	永田 香菜子
	所在地	香川県丸亀市川西町北 2034-2
	電話番号	0877-35-9381
	受付時間	9:00~17:00 まで（土・日・祝日を除く）
市役所の窓口 8:30~17:15	丸亀市	高齢者支援課
	所在地	763-8501香川県丸亀市大手町二丁目4番21号
	電話番号	0877-24-88-7
	坂出市	かいご課
	所在地	〒762-8601香川県坂出市土室町二丁目3番5号
	電話番号	0877-44-5090
	善通寺市	高齢課
	所在地	〒765-8503香川県善通寺市文京町二丁目1番1号
	電話番号	0877-63-6331
	宇多津町	保健福祉課
	所在地	〒769-0292香川県綾歌郡宇多津町1881番地
	電話番号	0877-49-8003
	綾川町	健康福祉課
	所在地	〒761-2392香川県綾歌郡綾川町滝宮299番地
	電話番号	0878-76-1113
	多度津町	高齢者保健課
	所在地	〒764-8501 香川県仲多度郡津町栄町三丁目3番95号
	電話番号	0877-33-4488
	まんのう町	福祉保健課
	所在地	〒766-8503香川県仲多度郡まんのう町吉野下430
電話番号	0877-73-0127	
琴平町	住民福祉課	
所在地	〒766-8502香川県仲多度郡琴平町榎井 817-10	
電話番号	0877-75-6706	
公的団体の窓口 9:00~17:00	担当名称	香川県国民健康保険団体連合会 介護保険課
	所在地	高松市福岡町二丁目 3-2 香川県自治会館
	電話番号	0878-22-7453

*訪問看護および介護予防訪問看護サービスに関する相談、要望、苦情などはサービス提供担当者もしくは上記窓口までお申し出ください。